

令和3年千葉市教育委員会会議  
第8回定例会会議録

千葉市教育委員会

# 令和3年千葉市教育委員会会議第8回定例会会議録

日時 令和3年8月25日(水)  
午後2時00分開会  
午後3時13分閉会  
場所 第一・第二会議室

出席委員 教 育 長 磯野 和美  
委 員 和田 麻理  
委 員 小西 朱見  
委 員 藤川 大祐  
委 員 竹田 賢  
委 員 高津 乙郎

## 出席職員

教 育 次 長	宮本 寿正	保 健 体 育 課 長	阿部健一郎
教 育 総 務 部 長	香取 徹哉	教 育 セ ン タ ー 所 長	川名 正雄
学 校 教 育 部 長	鶴岡 克彦	養 護 教 育 セ ン タ ー 所 長	久保木 修
生 涯 学 習 部 長	佐々木敏春	生 涯 学 習 振 興 課 長	小倉とも子
学校教育部参事(教育改革推進課長事務取扱)	片見 悟史	文 化 財 課 長	佐久間仁央
中央図書館長(管理課長事務取扱)	中島 千恵	生 涯 学 習 振 興 課 放 課 後 こ と も 対 策 担 当 課 長	上田 昌弘
総 務 課 長	山口美登里	生 涯 学 習 振 興 課 統 括 管 理 主 事	石田 信之
教 育 職 員 課 長	吉田 悦子	総 務 課 総 括 主 幹	杉田 博儀
学 校 施 設 課 長	堀 明德	総 務 課 課 長 補 佐	志賀 二郎
学 事 課 長	栗和田 耕	企 画 課 課 長 補 佐	田中 智紀
教 育 指 導 課 長	樋口 雅也	教 育 給 与 課 課 長 補 佐	高橋 清和
教 育 支 援 課 長	小田 将史		
書 記 総 務 課 総 務 班 主 査	猪飼 恭平	総 務 課 主 事	佐野 翔一
総 務 課 主 任 主 事	三ヶ尻愛子		

- 1 開会  
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立  
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名  
磯野教育長より藤川委員を指名
- 4 会期の決定  
令和2年8月25日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 会議録の承認  
令和3年第5回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 6 議事日程の決定  
議事日程を全委員異議なく決定
- 7 非公開審議の決定  
議案第43号から第46号までを非公開審議とする旨決定
- 8 議事の概要
  - (1) 報告事項  
報告事項(1) 学校教育活動等における新型コロナウイルス感染症対策について  
山口総務課長より報告があった。  
報告事項(2) 市制100周年記念 令和3年度子ども議会について  
樋口教育指導課長より報告があった。
  - (2) 議決事項  
議案第41号 陳情について  
山口総務課長より説明があった後、審議。陳情第7号について、不採択と議決した。  
議案第42号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について  
田中企画課課長補佐より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。  
議案第43号 令和3年度補正予算について(9月補正)  
樋口教育指導課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。  
議案第44号 千葉県科学館設置管理条例の一部改正について  
石田生涯学習振興課統括管理主事より説明があった後、全委員異議なく、原

案どおり可決した。

#### 議案第45号 製造委託契約について

石田生涯学習振興課統括管理主事より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

#### 議案第46号 訴えの提起について

吉田教育職員課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

### (3) 発言の要旨

#### 報告事項(1) 学校教育活動等における新型コロナウイルス感染症対策について

磯野教育長 報告事項(1)「学校教育活動等における新型コロナウイルス感染症対策について」、総務課長、説明をお願いします。

山口総務課長 報告事項(1)「学校教育活動等における新型コロナウイルス感染症対策について」、ご報告させていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

まず、1点目としまして、「夏季休業明けの対応」についてです。

感染防止対策を徹底した上で、8月30日から学校教育活動を開始することとしております。まず、感染防止対策のさらなる徹底としまして、手洗いや消毒、30分ごとに換気を行うこと、体調変化への気づきなど、これまで学校でも取り組みを行ってきたところですが、今後、また家庭へも協力依頼をしながら、徹底を図っていきたいと考えております。

(2)としまして、登校・出欠の扱いについてです。保護者から「感染が不安で欠席させたい」という申出があった場合には、これまで同様、学校長判断により出席停止の扱いとします。

2点目としまして、「学習指導・心のケア等の児童生徒への支援について」です。

(1)休校や学年閉鎖、学級閉鎖等を余儀なくされた場合の対応です。教科書やそれに伴う学習プリント及びギガタブを活用したオンライン教材を組み合わせた家庭学習を実施して参ります。また、グーグルミート等によるオンライン授業や児童生徒の健康観察等を行う予定です。

(2)としまして、登校できない児童生徒への対応ですが、従来どおり学習プリントの活用等により、丁寧に学習保障を行うとともに、電話やメールによる健康観察、心のケア、学習相談

などを行って参ります。また、ギガタブを活用したオンライン指導についても実施する方向で考えています。

(3) としまして、インターネット環境の整備です。インターネット環境が整備されていないご家庭については、Wi-Fiルータの貸出しにより対応して参ります。

3点目としまして、「リスクの高い学習活動や外部から人を招いての活動等について」です。

まず、文部科学省から、感染のリスクが高い学習活動として示されております合唱や器楽演奏、調理実習等は、緊急事態宣言中は実施しません。また、不特定多数が来校する学習参観や懇談会、PTA保護者会等の行事等についても、行わないこととします。

次に、「学校部活動」についてです。

部活動ですが、活動は週4日、平日、休日ともに90分程度の活動とします。また、朝練習は実施をしないこととしています。

5番目としまして、「宿泊学習について」です。現在、県外への移動を伴う活動は行わないこととしているところですが、県内においても、今後、延期等を視野に入れ検討して参ります。

最後に、6点目の「高等学校について」です。

高等学校については、原則、県立学校と同様の取扱いとすることとし、分散登校や時差通学などにより対応します。

簡単ではありますが、説明は以上です。よろしくお願ひします。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

和田委員 ご説明ありがとうございました。

もしかすると、今までで一番大変な時期に差しかかったのかと認識しております。

何点か質問、それから意見があります。まず、1点目ですが、3の(1)のところで、「感染リスクが高い学習活動」としては、この挙げられているものを緊急事態宣言中は実施しないとありますが、その下に書いてある、例えば不特定多数が来校する行事は行わないことや、部活動についてなど、これに関して何か期限を区切っているのであれば、教えていただければと思います。

2点目ですが、ギガタブを活用したオンライン指導とありますが、具体的にどのような方法を考えているのか、そして、その準備のために何か既に学校内で行われているのがあるかということをお尋ねしたいと思います。

3点目は、部活動に関してですが、やはり夏休み中も子どもたちの部活動の間での感染が非常に多いということが見受けられました。今後、もっと感染が広がってしまったときに、これ以上の厳しい措置も考えていかななくてはいけないのかと思うのですが、そのあたりの見解があれば、教えていただければと思います。

最後は意見になりますので、お答えを伺ってからにしたいと思います。

樋口教育指導課長 質問の1点目、3の「リスクの高い学習活動」の(1)以降の期限ですが、(1)と同様に、緊急事態宣言中はこうした行事は行わないと捉えております。学校には、9月12日という日にちで示しておりますが、それ以降、また対応が必要な場合には追って連絡をしますという内容で示しております。

阿部保健体育課長 部活動についてですが、こちらの活動の期限というのは、9月12日、現在、緊急事態宣言が継続しておりますが、それを一つの目安としております。ただ、感染状況によっては、この9月12日以前でも、この活動について、もう少し厳しくということも視野に入ってはおります。

9月12日以降、緊急事態宣言がどうなるかによっても、こちらの部活動の活動量等については、随時検討していきたいと考えているところです。

片見教育改革推進課長 ギガタブを活用したオンラインのところですが、今までの準備としましては、各学校でグーグルミートを使って各家庭とつなげてみるというような試験的な取組みは行っております。

今後ですが、具体的には、各学校の状況や、あとは発達段階に応じて、また具体的には各学校で考えていただくということが最終的には必要かと考えておりますが、基本的には課題プリント、学習動画を視聴、それから先生と同時双方向でつなげるというところを効果的に組み合わせて行っていく必要があると考えております。

やはりオンラインだけで行っていると、子どもたちの集中力もというところもありますので、そこはうまく具合に各学校で、できるだけうちの学校はこういう形で、例えば、休校になったときは1週間家庭でこういうことをやってもらいますというようなスケジュールをできるだけ掲示するなどして、特に休校の場合には、先生がこちらにいて、35人とつながって、20分なら20分効果的な指導をするということが考えられると思います。

また、登校できない児童生徒への対応としましては、個別対応はもちろんあるのですが、例えば児童生徒が希望する場合、また学校がそういう対応ができるという場合には、授業をやっているところを撮影して、それを視聴してもらうというようなやり方もあるのではないかと考えておりますので、教育委員会としては、そういったいろいろなやり方があるということをお示しして、各学校で効果的にやっていただくというふうな形で進められればと考えております。

栗和田学事課長 3の(2)不特定多数が来校する行事についてですが、現在想定をしているのは、9月12日の緊急事態宣言期間中と考えておりますが、状況を見ながら、判断したいと考えております。

和田委員 ありがとうございます。

オンライン授業について詳しくご説明いただき、非常に納得したところなのですが、やはり去年の休校になった時期に比べると、いろいろな点で学校現場や教育委員会としても分かってきていることも多いと思います。特に担任の先生との直接のやり取りができるところをできるだけ重視していただき、もしオンラインになった場合でも、子どもたちと先生とのコミュニケーションがうまく取り続けていけるように、ご努力をお願いできればと思います。ありがとうございました。

最後、意見なのですが、関連してまず教えてください。今回、こちらの資料の中に、先ほど県立高校のお話ではありましたが、分散登校や短縮授業などの言及がないのですが、去年は、休校から登校に変わったときに、段階的に分散登校や短縮授業を進めていったかと思えます。今年に関しては、登校が始まってから、分散登校、短縮授業について何かお考えがあるのであれば教えてくださいたいと思います。

栗和田学事課長 分散登校については、昨年度実施しまして、学級の人数を減らすという意味で、非常に効果的な感染防止対策の一つであると認識しております。しかし、子どもたちにとっては、ふだんと違う時間帯に登校することになったり、場合によっては学級の友達と一緒に過ごせなかったりする負担感がある場合もあります。また、教職員についても、一度で統一的に指導ができない、あるいは、場合によって学校での受入れ、預かりをするような場合には、それによる負担も生じるようになってしまうかと思えます。

これらのことを考慮して、今の状況ですぐに分散登校の実施は検討しておりませんが、今後の感染拡大状況を見ながら、そのあたりについては検討して参りたいと思います。

磯野教育長 短縮授業・短縮日課の今後について。

栗和田学事課長 短縮授業についてですが、これも、児童生徒の学校での滞在時間を減らすという意味で、効果的な感染防止対策の一つになると考えております。

夏休み明けの時期には、感染防止対策ももちろん大事ですが、子どもたちが学校生活のリズムを整えるという大事な時期でもあるかと思えます。そういったことを考えますと、短縮日課であれば、通常の学校生活と比較的近いところもありますので、リズムをつくりやすいと考えます。

今後、短縮日課の実施するのは検討していきたいと思えます。

和田委員 分かりました、ありがとうございます。

短縮授業になった場合でも、授業時間を短くするなど、そういったやり方でしょうか。給食に関しては通常どおり8月30日から実施すると。

栗和田学事課長 まず、短縮日課の考え方ですが、1単位時間の授業を5分短くする、中学校であれば、50分のところを45分、小学校であれば、45分を40分というようにしたいと思えます。

あわせて、1日に行う授業を、多いときですと通常6時間行いますが、それを5時間ということで、時間を減らすといった方法を考えたいと思えます。

和田委員 ありがとうございます。

子どもたちの下校時間が早くなると、やはり保護者の方も戸惑いがあると思えますので、決定しましたらなるべく早く周知をお願いできればと思えます。

分散登校についてですが、やはり今お話がありましたように、教職員の負担というの大きなものがあると思えます。1つの学級を2つに分けて午前と午後ということになると、ご説明ありましたように、午前と午後、全く同じ授業ができるわけではないのですが、2回しなくてはいけないということになります。例えば、学年ごとの分散登校で、当然、学級の人数が減るということが密を避ける一番大事な課題になると思えますので、クラスを2つに分けて、隣同士の教室で先生が行ったり来たりするなり、もしくはモニターを使って先生の様子や授業をしていただくの



を見るというような形でのやり方もあるかと思いました。やはり、学びの保障は大事ですし、それから子どもたちの負担感や、先生方の負担感、このあたりを考えていただいて、もしそうなった場合には、上手な方法をご検討いただければと思います。

あと、時差登校についてお伺いするのを忘れてしまったのですが、例えば、昇降口が非常に密になるとか、休み時間が同じだとトイレとか運動場などが密になるということだと思います。時差通学、それから授業を少しずらすということについてはどうでしょうか。

栗和田学事課長 時差登校についても、昨年度の状況を見ておりますと、やはり昇降口で密になることが心配というお声もいただいておりますことから、効果的な方法の一つと考えております。

今回、非常に感染の拡大が進んでいる状況ですので、時差登校、登校する時刻をずらして昇降口の密を防ぐということについては検討して参ります。

また、その他の生活時程をずらすという部分では、学校にかなり負担がかかってくることでもあるので、状況を見ながら考えていこうと思います。

和田委員 いろいろありがとうございました。

藤川委員 意見だけ申し上げますので、もし何かコメントがあればいただけたらと思います。5点申し上げます。

1点目、ワクチン接種について、ぜひ進めていただきたいと思っております。教職員について進めていただいていることは伺っておりますが、児童生徒に関しても、12歳以上の人が対象ですから、市内で接種が進められるように、ぜひ取組みを進めていただきたいのです。市長部局と連携をして行うということになると思いますが、進めていただきたいと思っております。

2点目、マスクの種類についてです。不織布マスク等のそれなりの性能があるものを使うことが徹底されていないとまずいということが、最近、文科省のマニュアル等でも言われております。子どもたちを見ていますと、ウレタンマスクのような性能の低いマスクを使っているお子さんがいらっしゃるのので、ぜひマスクの種類について注意喚起をしていただきたいと思っております。

3点目、ギガタブの使用についてです。先ほどもご説明がありましたが、私が市内の先生方から聞いている状況では、まだまだ準備が十分とは言えないようです。やはり休校中の授業について、

普段の授業と同じような授業をやるというイメージを持っていて、遠隔でどのように学習指導をするかというイメージがあまり具体化していないケースも多いようです。

あるいは、日頃から諸連絡等で今あるシステム、具体的にはグーグルクラスルームなどが使われているケースが多いと思いますが、グーグルクラスルーム等で日頃から連絡を取ったり、アンケートを取ったり、課題を出したりということをしておかないと、いきなり休校になったときや、学年閉鎖等になったというときに使えないと思いますので、普段からもう一步踏み込んだ準備をしていただきたいと思います。

4点目、部活動についてです。私も和田委員と同様に、大変心配をしております。特に大会等についてどのように行うのかということが、どうもまだはっきりしていないようですので、これは9月12日を超えたものについても、9月12日までの部活動に影響があるものについては、大会をどうするかという方針を関係団体とともに早めに示していただいて、延期できるもの、中止できるものについては無理をしないということを徹底していただくとともに、もし可能であれば、土曜日、日曜日などは教員などの目が届きにくい部分もありますので、無理に土曜、日曜に活動を設定しなくても済むような体制を取っていただけたらいいのではないかと思います。

いずれにしても、部活動は感染リスクの高い場面がありますので、かなり慎重に対応を進めていただきたいと思います。

最後、5点目です。お子さんが突然休みになったりする場合の保護者の困難さというものがあると思いますので、これについて、多方面からご対応いただきたいと思います。例えば、教職員のお子さんがいきなりお休みになってしまった場合に、教職員が出勤することが難しいなどということもあり得ます。こういうようなときに、教職員の方がある程度在宅勤務ができる状態が確保できるのかどうかというところが、課題になってくるのではないかと思います。また、医療従事者をはじめ、重要な仕事に就かれている方についても同様だと思います。

一方で、在宅勤務などが対応できる保護者の方については、早めにそういう準備をしておいていただいて、休校措置等があったときにも、慌てずにご対応いただけるようにご準備いただくということのお願いをしておくということも必要ではないと思

ますので、お子さんが休みになったときのお子さんの預かり等の準備について、多方面からご検討いただき、必要な対応をしていただければと思っております。

既に取り組まれていることもあると思いますが、意見として申し上げます。

磯野教育長 今の意見で何か回答がある課はありますか。

阿部保健体育課長 まず、ワクチン接種については、12歳以上がワクチン接種可能ということになり、接種するかしないかはあくまで希望というところになるかと思いますが、予約を8月上旬に取れる段階になり、9月に入って学校が行われているときにちょうど予約が空いているなどのときには、欠席扱いとしないで出席停止扱いとするように各校には通知をしておりますので、予約が取りやすい状況に努めていきたいと考えております。

2番目のマスクについては、学校が始まるのに向けて、注意喚起をする文章の中に、不織布のマスクが望ましいことを入れて、学校に発出したいと考えております。

それから、部活動についてですが、こちらは、県や上部大会があるのかどうかという部分も、支部大会を行う上で非常に大事なことになります。1、2年生について、新人戦が今後行われる予定ですが、県の新人戦は、中止の方向と伺っておりますので、こちらを受け、市の新人戦についても、基本的には緊急事態宣言が継続している間には大会は行わないことを各校に今後発出する予定です。

日常の練習に関しても、顧問がつけないときには練習は行わないといった内容で各校には通知しております。顧問のしっかりした指導の下で練習が行われることで、感染防止につながるということを知りたいと思います。

小西委員 2点教えていただきたいのですが、まず1点目は、休校、学年・学級閉鎖とありますが、どういう場合に休校になり、学年閉鎖なり学級閉鎖になるか、基準がある程度決まっているのであれば、教えてください。

2点目が、所管課がちょっと違うのですが、子どもルームの対応がどうなるのかというところ、例えば、学校で感染者が出た場合には子どもルームのほうも閉鎖されるのか、そのあたり、もし協議して決まっていることなどがあれば、教えていただければと思います。

栗和田学事課長 学級閉鎖、学年閉鎖、休校の措置を取る際には、感染の心配がある範囲がどこまでかということを見極めた上で、判断しております。ですから、学級内のみが疑われる場合は学級閉鎖、全校にそれが感染の心配があるような状況が生じた場合には休校という決め方をしております。

子どもルームに関しましては、適宜連絡を取り合って進めておりますので、学校が休校になるなどの場合には、連絡を取って今後も進めて参ります。

上田放課後子ども対策担当課長 本市の学童保育は、おっしゃった子どもルームとアフタースクールの2本立てで、アフタースクールを所管しておりますが、取扱いは子どもルームと同じです。学級閉鎖、それから学年閉鎖、学校閉鎖、それぞれ学級閉鎖のときは、その学級のお子さんは子どもルーム、アフタースクールは使わない、学年の場合も、その学年は使わない、学校の場合は、その学校の子どもルームは閉まるという状況が現状です。

この点の取扱いについては、藤川委員のご指摘を踏まえて検討することになろうかと思えます。現状はこのとおりです。

小西委員 ありがとうございます。

高津委員 今、いろいろな意見の中で、大変細かい対応をしていただいていること、また先生方、学校現場としても、もちろん子どもが安全・安心な学校生活を送るという意味では、大変ありがたいと思えます。本当に長くなっています緊急事態宣言、30日から学校が始まりますが、恐らく先生方、大変精神的にもきつい、子どもたちに当たったり親に対応したりということで、健康面をぜひ見ていただければと思えます。

質問は1点です。大きく変わらないかと思うのですが、高等学校は県立学校と同様の取扱いとのことですが、大まかで結構ですので、どういう取扱いなのかを教えていただければと思えます。

片見教育改革推進課長 県立の高校については、分散登校、時差登校、短縮日課を実施するという方針で、今、通知が出ております。

市立千葉、市立稲毛については、今、詳細を検討しているところです。例えば、午前中は1年生が来て、午後は2年生が来てと、半分ずつ来るといようなやり方や、ある日は1年生の半分、2年生の半分、3年生の半分が来て、残りの半分は自宅で授業の映像、次の日はその逆にするなど、そういった各学校の実情において、今、考えてもらっております。また決まり次第、児童

生徒等の家庭には伝えられると考えています。

高津委員 ありがとうございます。

竹田委員 先ほどの学級閉鎖、学年閉鎖あるいは学校閉鎖についてですけれども、これは現在明確な基準はないと思います。例えば2割5分とか3分の1がなったら学級閉鎖とか学年閉鎖。インフルエンザのときにそういうことを調べたのですが、明らかな定義というのはないと思います。あくまでも学校医と校長先生と養護の先生が相談して決めることになっています。だから、学校ごとにその判断基準は変わると思います。

あと、藤川委員が言っていたのでよかったですのですが、マスクのことに關しては、ぜひこの中に不織布を使うようにという文言を入れていただきたいと思います。やはりそのほうが感染予防という面ではいいと思います。

あともう1つ、先ほどから部活のことが出ていますが、学校現場の養護の先生と相談すると、やはり一番心配なのは部活動です。実際問題として、今、市内、非常に増えています。言い方は悪いのですが、保健所の機能がかなり落ちてきていて、私のところでも毎日のように発生届を出すのですが、後をお任せしても、実際患者さんに聞くと、保健所から連絡があったのは2日後など、そういうふうになってしまう。その間、お子さん方はそのまま学校へ行ってしまうが、実際はその後プラスだったなど。だから、分からないうちに感染している可能性が非常に高いので、東葛方面では既に分散登校とか部活の中止が始まっているところもあると聞いておりますので、部活に關しては、もう少し慎重に考えていただきたいと思います。

和田委員 ここで1点お伺いしたいことがあるのですが、政府からも配布されるというような話が今日出ていましたが、抗原検査キットについて、学校で準備するなど、それから今後準備する予定があるということはあるでしょうか。

今のお話にありましたが、なかなかPCR検査まで行き着かないような状態でもありますので、少し具合が悪いといったときに、もしもということを考えても、子どもたちの全員の検査というのはもちろん難しいと思いますが、せめて教職員の間だけでも抗原検査をすることによって、精度は落ちますが、いづらか先生方も安心感が得られるのではないかと思うのですが、いかがですか。

阿部保健体育課長 抗原検査キットについては、今、高等学校等希望する学校には配布されていると伺っております。また、小・中学校は、こちらは、また国の動きもあると思いますので、そちらについて注視していきたいと考えております。

実施するには、いろいろ課題もあるかと思いますが、そのあたりもまたこれからの検討事項になるかと思っております。

和田委員 分かりました。よろしくお願いします。

磯野教育長 いろいろ意見が出されましたが、今回、国から通知文も出ている中で、家庭と協力をしなければ感染が防げないと思います。やはり変化に気づくということがキーワードになってきますので、これまでの熱が出てからではなく、せきが出ていたとか体調が悪いなどというときに、家庭との協力が欠かせませんので、このあたりについてはお願いをしたいと思っております。

そして、今日出た内容については、詳細にいろいろ出てきましたので、これについてまとめていただく中で、今日、傍聴人の方もたくさんいますので、早く発信できるように、ぜひご尽力いただければと思いますので、よろしくお願いします。

## 報告事項(2) 市制100周年記念 令和3年度子ども議会について

磯野教育長 報告事項(2)「市制100周年記念 令和3年度子ども議会について」、教育指導課長、説明をお願いします。

樋口教育指導課長 報告事項(2)「市制100周年記念 令和3年度子ども議会について」報告します。

議案書は3ページになります。

去る7月21日水曜日、千葉市議会本会議場にて、「市制100周年記念 令和3年度子ども議会」を開催しました。子ども議会は、子どもの目線に立った意見を市政に生かすようにすること、本市の将来を担う子どもたちが千葉市の現状と課題について話し合い、市民一人一人が生き生きと幸せに暮らせるまちづくりに向けた具体的な提案・質問を行う中で、千葉市民としての意識を高められるようにすること、こういったことを目的としてスタートし、11回目を迎えました。

当日は、市長、両副市長、こども未来局長、教育長、教育次長をはじめ、千葉市議会から川村議長、森山副議長、川合教育未来委員長、中村教育未来副委員長が出席の下、小学校5、6年生45人の子ども議会議員と中学生8人の議会運営委員が参加を

しました。教育委員の皆様には、子ども議会当日のほか学習会にも参加していただき、誠にありがとうございました。詳しい提案、質問の内容については、資料をご覧ください。

今年度は、「みんなが住み続けたい千葉市にするために～祝！100歳の千葉市にプレゼンテーション～」のテーマの下、「安全・安心な街づくり」、「衛生的で災害に強い街づくり」、「きれいな街づくり」、「住みよい施設がある街づくり」、「ポイ捨てNoの街づくり」、「人と人がつながる街づくり」、「歴史と文化を大切にしたい街づくり」、この7つのグループに分かれ、提案を行いました。生活する中で日頃から感じている課題について話し合い、アンケート調査や実地調査等を行いました。よりよい千葉市になることを願い、行政に積極的に取り組んでほしいことや自分たちができること、果たすべき役割について考え、提案・質問を行いました。

子ども議会議員の提案・質問に対して、市長、両副市長、教育長から「分かりやすい説明」と励ましの言葉が織り込まれた答弁をいただき、参加した子ども議会議員も充実感を味わえたことと思います。

今後は、子ども議会での提案・質問と答弁の内容を整理し、子ども議会議員の事後の取組みも踏まえた報告書を作成し、各学校へ配布することにより、子どもたちの発想と意欲を生かした主体的な取組みを促すようにしていきたいと考えております。

以上で子ども議会の報告を終わります。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

藤川委員 感想です。

大変な中、子ども議会について、今年度しっかりと実施をしていただいたことにお礼を申し上げたいと思います。

途中、見学可能なところは全て見学させていただきました。子どもたちが、当初、オンラインでの活動が中心でしたが、オンラインの中でも活発に意見交換をして、非常にいい活動ができたと思います。また、全てをオンラインでということではなくて、最後の発表のときに、リハーサルについては、本会議場に集まって対面で行うということでメリハリがつき、感染防止策をしっかりと講じながら対面での活動もあったことで、さらに活動が充実したと思います。

これは、1つ子どもたちが動く活動のモデルになる、つまり

この状態の中で全て対面という点、やはり運用が難しい部分もあると思いますが、オンラインと対面をうまく組み合わせて充実した活動を行うという点で、非常にいいモデルになると思いますし、子どもたちも運営された先生方も、回を追うごとにオンライン等でのやり取りも上達していったと、慣れていったという部分もありますので、こういう方が増えると、市内でのオンラインでの習熟度が増した方が増えていくことで、そういったよさもあったのではないかと思います。

今後、ぜひ中学生とか高校生のレベルで、そういったことを経験したお子さんを中心に、いろいろな世代の方がこういう取り組みに関与できたらいいと思いました。特に市立高校の生徒さん、稲毛高校が今グローバル活動ということで、地域の問題について総合的な探求の時間に取り組んでいます。そういう生徒さんの一部が、今後子どもたちの活動を支援するなど、そういう流れになってくると、大人と小学生だけではなく、間の世代が入ってくることによって地域の活動が円滑に進むということもありますし、小学生のうちに活動を経験した方が、その後も興味を持ったら、持続的に活動できる形になると思うので、ぜひ、中学生が一部入っていますが、関わりが十分かという点、もう少し関わる余地があると思いますし、高校生については、今関わっていませんので、そういった世代の方々の参画というものが今後視野に入れていただけたら大変ありがたいなと思いました。

以上、感想です。

磯野教育長 ありがとうございます。

そのほかよろしいでしょうか。

#### 議案第41号 陳情について

磯野教育長 次に、議決事項に係る審議に移ります。

議案第41号「陳情について」、総務課長、説明をお願いします。

山口総務課長 議案第41号「陳情について」ご説明します。

本議案は、千葉市教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、議決を求めるものです。

議案書の6ページから7ページに、届きました要望書の写しをとじておりますが、その次のページ、8ページをご覧ください。

要望の件名ですが、「教育委員会会議の無記名投票採決につい



ての要望」となっております。

陳情の要旨です。

1点目としまして、教育委員会会議の採決は、非公開とすべき具体的な必要性がある場合を除き、傍聴者、市民に公開し、教育長、各教育委員がどのような意思表示をしたのかが明らかになる採決方法にすること。

2点目としまして、無記名投票は、教育長、各教育委員の判断の記録すら作成しないという極めて無責任な採決方法であるため、実施しないこと、となっております。

このことに関しまして見解を申し上げます。

まず、1点目についてですが、本市においては、非公開とすべき具体的な必要性がない限り会議を公開しており、かつ、非公開とした審議内容についても、会議録を公表することにより、合議体としての教育委員会がどのような意思表示をしたのかが明らかにされているものと考えております。

次に、2点目ですが、本市においては、市立小学校及び中学校の教科用図書採択に係る案件について、無記名投票による採決を実施しているところですが、この場合においても、会議を公開しておりますため、審議の中で各委員の意見が表明され、それらについての論議を経た後の投票となりますことから、合議体としての教育委員会の意思形成の過程は明らかにされているものと考えており、教育委員会としての説明責任を果たし、透明性のある採決を行っているものと考えております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

和田委員 今、事務局としての見解にあったことと同じような意見になってしまうのですが、議論は公開になっており、もちろん会議録もホームページ上でも公開されていることから、公開性は十分に確保されているものと考えております。また、会議の中で、合議体としてはもちろんですが、教育委員それぞれがどのような意思表示をしたかということも明確になっていると考えます。

そのように、公開された会議の中で十分な議論を尽くした上で議決しておりますので、たとえ無記名投票であっても、教育委員会としての説明責任は明確になっていると考えております。

磯野教育長 ありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。

藤川委員 確認ですが、現状の制度では、どのような採決方法を取るかということは、教育長の進行の下で教育委員の総意で決めていくということだと理解しております。つまり、どういうときに無記名投票にするか、どういうときに記名投票するかなどという規定はないのだろうと考えます。

ということは、それぞれの議題において、どういう投票方法を取るのが妥当かについては、教育長も含めて教育委員全員の責任で決めているはずなので、その際にどういう方法を取るかについても、もし市民の方等からご批判があれば、教育委員全体としてきちんと答えられるようにしておくということが必要なのだろうと考えます。

具体的に、実は私個人は、無記名投票の場にはほぼいないので、何とも言い難いのですが、無記名投票に賛成された方が無記名投票でよいのだという説明をできるようにしておくことは必要ではないかと考えます。

磯野教育長 そのほか、どうでしょうか。

今の意見は、要望という形でよろしいですか、それとも事務局に。

藤川委員 これは教育委員側が投票方法を決めている話なので、あるときに無記名投票にしたのであれば、「なぜ無記名投票なのか」ということを聞かれたら、答える責任はあるのではないかと思います。

磯野教育長 分かりました。

そのほか、よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問がないようですので、採決に移ります。

議案第41号に係る「陳情第6号」について、その願意を認め採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

磯野教育長 賛成の委員はおりません。よって「陳情第6号」を不採択とすることと決定しました。

議案第42号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について

磯野教育長 議案第42号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について」、企画課課長補佐、説明をお願いします。

田中企画課課長補佐 議案第42号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について」、説明します。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価の結果に関する報告書について、千葉市教育委員会組織規則第8条第5号の規定に基づき議決を求めるものです。

本日は、別冊の参考資料1ページ、A3横書きをご覧ください。

こちらの「教育委員会事務点検・評価について 概要版(案)」に沿ってご説明します。

今回の事務点検・評価の対象は、令和2年度に実施した事業となります。事務点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて実施しているもので、教育委員会自らが、事務の適正な執行について確認をするとともに、市民に対し、説明責任を充実させ、市民の信頼の向上を図ることを目的としています。このことから、毎年度、報告書を作成し、議会に提出するとともに、これを公表することが義務付けられており、今年度も9月の千葉市議会定例会に報告書を提出します。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、事務点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用することとされており、学校教育分野については、千葉大学教育学部准教授の小橋暁子氏、生涯学習分野については、放送大学教授の岩崎久美子氏に評価所見をいただいています。全体に関わる評価に加え、新規・拡充などのあった事業を重点的に評価する事業とし、評価委員による視察やヒアリングなどを行いました。

学校教育分野では、専科指導のための非常勤講師の配置とスクールカウンセラー活用の2つです。生涯学習分野については、千葉市生涯学習センターの管理運営、千葉市立郷土博物館の管理運営の2つです。

続きまして、「Ⅱ 教育委員会の活動状況」をご覧ください。

教育委員会会議の開催など、教育委員会の活動状況をまとめています。

次に、「Ⅲ 点検・評価の結果」をご覧ください。

学校教育分野については第2次千葉市学校教育推進計画に、生涯学習分野については第5次千葉市生涯学習推進計画にそれ

ぞれに基づき、点検・評価を行っています。

まず、(1) 全体の評価についてご説明します。

初めに、各施策を推進するための目的・目標である成果指標についてです。

学校教育分野では、54項目のうち2項目が最終目標値以上である「◎」、2項目が6年間で達成すべき目標の80%に達している「○」となっています。生涯学習分野は、10項目のうち3項目が「◎」、「○」はありません。

成果指標に掲げた目標を達成するための事業であるアクションプランについては、学校教育分野では、108項目のうち24項目が最終目標以上である「達成」、12項目で「遅れ」となっています。生涯学習分野では、66項目のうち18項目が「達成」、21項目で「遅れ」となっています。

学校教育分野、生涯学習分野ともに、アクションプランは「達成」、「順調」の項目が多く、おおむね順調に進捗している一方、成果指標は達成状況「×」の項目が多く、実施している取組みが成果として表れていないことが分かります。

前々からご指摘を受けているように、成果指標の妥当性、成果指標とアクションプランとの整合性、今後も続くと予想されるコロナ禍での取組みを含め、より効果の高い事業を実施する必要があるものと認識しており、次期推進計画策定においても考慮すべきものと考えております。

なお、参考として、成果指標で「◎」、「×」の項目、アクションプランで「達成」、「遅れ」の項目については、参考資料「教育委員会事務点検・評価（抜粋版）」でまとめています。後ほどご参照ください。

次に、(2) 重点的に評価する事業等についてご説明します。

まず、「専科指導のための非常勤講師の配置」です。

専門性の高い指導を実施するとともに、担任教員が児童と向き合う時間を確保するため、小学校に専科指導のための非常勤講師を75人配置しました。令和2年度からは、新たに図工、家庭、体育の講師を配置しました。

次に、「スクールカウンセラー活用」です。

小学校大規模校等43校について、スクールカウンセラーの配置時間を週3時間から4時間に拡充し、児童の心のケアをすることで、不登校やいじめなどの未然防止や早期発見、早期解決を

図りました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、学校再開後において様々な不安やストレスを抱える児童生徒に丁寧寄り添うため、スクールカウンセラーの配置拡充を行い、きめ細かに対応する体制を整えました。

「千葉県生涯学習センターの管理運営」については、実施講座数は前年度に比べ約半減したものの、防災、医療・健康、国際理解、高齢者関係、家庭教育など様々なテーマで講座を開催したほか、新たにオンライン形式での講座を一部実施しました。

「千葉県立郷土博物館の管理運営」については、教育普及活動の一部は中止となりましたが、一部講座等について動画や冊子で公開するなど、工夫し実施しました。また、展示事業は予定どおり実施したほか、市史編さん事業では、「千葉県史史料編10・近代1」を刊行しました。

続いて、右側、評価委員からの評価の要旨をご覧ください。

学校教育分野について、小橋委員から次のような評価をいただいています。

まず、総括的所見として、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため学校休校や夏季休暇の短縮等もあったが、学校は子どもたちの育ちに多様な役割を担っていることを改めて認識されたとも言える。児童生徒を取り巻く課題は多様化している。専門的な知見からの対応や質の向上のためにも、教職員への支援が一層求められるだろうとの意見をいただきました。

専科指導のための非常勤講師の配置については、専門性が生かされる図工等の専科非常勤講師を配置することにより、きめ細やかな指導が行われ、児童が意欲的に活動していること、また、校内での各教員の授業担当コマ数が軽減されていることを確認した。

今後の配置継続や実際の運用面の充実として、専科教員と他教職員との児童生徒の理解や個別の指導方法を共有する時間の確保が重要になるだろう。それは、質の向上と児童の実態を踏まえた指導にもつながる。

スクールカウンセラー活用については、児童生徒と教員間の関係をつなげたり、継続して関わることで教員、児童生徒、保護者らの不安を除いたり、児童生徒自身の相談するスキル向上にもつながることも見え、学校運営にとってはなくてはならない役割を担っている。また、スクールカウンセラーが入ることで、問題

の早期発見や掘り起こしにつながることもあり、予防の観点からも重視すべきことであると言える。

課題としては、スクールカウンセラーの勤務時間の制限もあり、教職員間での打合せの難しさが挙げられる。校内での情報共有の方法など、好事例を市内学校間で共有できるようにしていくことも、全体の質を高める一助になるのではないだろうか、それぞれご指摘いただいております。

続いて、生涯学習分野について、岩崎委員から次のような評価をいただいております。

まず、総括的所見として、新型コロナウイルスの感染拡大の状況により従来の業務が制限されたことで、各施設においては管理運営に種々苦慮されたことが想像される。施設の閉館や入場者制限が要請される中、事業数や入館者数などの従来の手法による評価は意味をなさないことから、この機としては、予想しなかった事態への対応や実践を積極的に評価し、また、その実践を検証、記録し、後世に伝えることがより肝要と思われるのご意見をいただきました。

千葉県生涯学習センターの管理運営については、生涯学習センターと公民館とが実質的に連携し、経験知を蓄積することで、相互の信頼性がより強化されたと想像する。予想できない状況下で臨機応変に対応し講座提供ができたことは、職員の専門的知識や見識によるものであり、高く評価されるべきものである。多様な連携が見られ、事業企画の広がりを感じるところではあるが、今後も社会の変化にアンテナを張り、市民の学習ニーズを丁寧にすくい上げ、事業企画に反映していくことが望まれる。

成人の学習の場を運営する職員は、自らが市民のモデルとして学習を体現する者であることが望まれる。専門職性を高めるために自ら研鑽を積み、自己啓発に努めるととともに、組織においても積極的に職員の研修、教育を推奨することが期待されるとご指摘いただいております。

千葉市立郷土博物館の管理運営については、千葉市民としてのアイデンティティは、市民に千葉市とは何なのかを絶えず語りかけるストーリーによって形成される。千葉開府900年に向けて、多様な媒介を通じて、千葉市の持つストーリーを市民に伝え、啓発することが、都市アイデンティティの共有には大切である。

学校教育を通じ、郷土博物館が子どもの頃からなじみのある

施設として子どもたちに認識されることが必要である。郷土博物館の利点を最大限に利用し、子どもが自ら訪れ関心を抱くような企画・展示に一層工夫されることを期待したいとご指摘をいただいています。

学校教育、生涯学習いずれの分野においても、評価いただいた点はさらなる向上を目指し、ご意見については真摯に受け止め、今後の事業の進め方を検討してまいります。なお、報告書（案）の97ページから103ページに評価委員の評価を掲載しております。

最後に、評価委員の意見に対する対応です。

以前、評価委員からいただいた貴重な意見に対し、どのように見直していくのかという趣旨のご指摘をいただきました。昨年度は、令和元年度事業の6項目にご意見をいただきました。これを受けた対応状況を示しています。詳細は、報告書（案）の104ページから106ページをご覧ください。

議案第42号についての説明は以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かありますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。調査報告書を読ませていただきまして、大変な量のものでありますが、よくまとめていただいていると思います。様々課題はあると思いますが、今後に向けてぜひ決定事項は行っていただければと思います。

1点意見なのですが、参考資料と報告本体を比べたときに、評価委員の意見でいくつかの項目が内容的にあるだろうと思われることが、参考資料では一部の項目になってしまっているように見えてしまうものがあるように思います。

具体的には、小橋委員のご意見のスクールカウンセラーについて、100ページにあり、文章なのでどこで区切るか難しいのですが、対応的には、教職員間の打合せの後に、勤務時間数が足りないのではないかという話と、物理的な環境の整備が必要だという話が入ってきて、これらはそれぞれ重要な指摘だと思います。ところが、概要版になると、この2つ目、3つ目が全くどうか、微妙なのですが、勤務時間には、一応その前の項目にも触れられているので、少しは触れられているのですが、項目としては見えない形になってしまっています。

こういうことは、どうしても文章を短くすると起こり得ると思いますので、できたら評価委員に書いていただく際に、もう

少し項目が分けられる形で、もっと細かい見出しをつけるとか箇条書にするなどとしていただいて、要約しても項目の数が減らないようにしていただくなどの工夫をしていただく必要があるのではないかと思います。

今すぐどうこうということではないのですが、多分、概要版に載ったものが、今後、じゃどうなっていますかという、今回の104ページ以降に書いていただいたような形でフォローアップされると思いますので、項目が減ってしまいますとまずい場合もあると思います。ですので、項目が減らないように、項目数をカウントしやすい形でコメントいただくような工夫をご検討いただければありがたいです。よろしく願いいたします。

田中企画課課長補佐 ご指摘ありがとうございます。

いただいた意見を意識してしまう形にならないように、私どもの方でも配慮させていただき、来年度以降も作成を進めさせていただければと思います。どうもありがとうございます。

磯野教育長 ほかにご質問ないようですので、議案第42号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

磯野教育長 以上で、公開審議案件に係る審議が終了しました。委員の皆様、ここまででその他として何かご意見、ご質問等がありますか。

(「なし」という声あり)

磯野教育長 次の議案第43号に係る審議に移りますが、以降の審議については、非公開となりますので、傍聴人の方は退出をお願いします。

(傍聴人、退出)

議案第43号 令和3年度補正予算について

磯野教育長 審議を再開します。

議案第43号「令和3年度補正予算について」、教育指導課長、説明をお願いします。

樋口教育指導課長 議案第43号「令和3年度補正予算（9月補正）について」、



説明をします。

本議案は、中学校等修学旅行キャンセル料金負担について補正を行うものです。

議案書（２）、２ページをお願いします。

中学校等修学旅行キャンセル料金負担について、

「１ 補正理由」ですが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う修学旅行の延期により発生したキャンセル料金について、保護者負担の軽減を図るため、これを市で負担する経費について補正を行うものです。

「２ 補正予算額」は５，４４０万円、財源は全額国費です。

「３ 補正予算の内容」については、内訳として、５月から９月までの出発分及び９月以降のこれから出発を予定しているキャンセル料金で、修学旅行等の受注型企画旅行に発生する手数料としての企画料金等を計上しております。対象校は、全市立中学校５４校、高等学校２校、特別支援学校２校、計５８校です。

議案第４３号についての説明は以上です。

磯野教育長 審議へ移りますが、質問等を含め、何かありますか。

藤川委員 質問を少しさせていただきます。

この資料を拝見しますと、予定が９、１０、３月となっていて、１１月から２月まで書かれていないのですが、この期間に、出発を予定しているものはないということなのか、それとも、あるけれども、これはこの予算の対象にしないということなのか、どちらですか。

樋口教育指導課長 この金額を計上したのが７月１６日時点です。その時点では、１１月、１２月の出発の旅行についてはありませんでした。今、またこの時期でも動いているところですので、現在、１１月の出発予定はあります。

藤川委員 もう一つ。

全中学校、高等学校、特別支援学校、全校について計上されていると思うのですが、これは、最終的にキャンセルになった場合に執行するという理解でいいのでしょうか。それとも、仮に修学旅行が今後実施されたとしても、企画料相当分については国費負担で支払うということなのでしょうか。

樋口教育指導課長 旅行を変更した後に実施した場合でも、企画変更料はかかってしまいますので、その部分については負担をするということです。

藤川委員 予定通りだった場合は発生しないと思います。例えば3月に予定しているものが予定どおりに実施される可能性はあると思うのですが、その場合は、この予算は執行しないということなのですか。

樋口教育指導課長 そのとおりです。

磯野教育長 ほかにご質問はないようですので、それでは議決に移ります。議案第43号「令和3年度補正予算について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第44号 千葉県科学館設置管理条例の一部改正について

磯野教育長 次に、議案第44号「千葉県科学館設置管理条例の一部改正について」、生涯学習振興課統括管理主事、説明をお願いします。

石田統括管理主事 議案第44号「千葉県科学館設置管理条例の一部改正について」、ご説明します。

議案書の5ページ、参考資料の1ページをお開き願います。

改正の理由については、次期指定管理者の選定に向けて既定料金の見直しを行い、科学館展示リニューアル完了後に新たな利用料金を施行するため、千葉県教育委員会組織規則第8条第6号に基づき議決を求めるものです。

千葉県公共施設使用料等設置基準に基づき、基本的には5年ごとに料金を見直しを行うこととなっており、この基準の算定結果を踏まえ、常設展示及びプラネタリウムの投影の観覧に係る利用料金の上限額を、大人620円から700円に、高校生料金300円から350円に改定、また、バス駐車料金の上限額を2,200円から3,000円に改定します。

また、料金改定の条例施行日を、展示リニューアル施工完了後の令和4年10月1日と考えており、附則において、この条例は、規則で定める日から施行するとします。

以上で説明を終わります。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かありますか。

ご質問ないようですので、それでは議決に移ります。

議案第44号「千葉県科学館設置管理条例の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

#### 議案第45号 製造委託契約について

磯野教育長 議案第45号「製造委託契約について」、生涯学習振興課統括管理主事、説明をお願いします。

石田統括管理主事 議案第45号「千葉市科学館展示リニューアルに係る製造委託契約について」、ご説明します。

議案書7ページ、参考資料3ページをお開き願います。

今回の提案理由については、千葉市科学館展示リニューアルを行うための製造委託契約について、市長に意見を申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定に基づき、議決を求めるものです。

千葉市科学館の展示物については、平成19年に開館してから10年以上経過し、老朽化及び陳腐化が見られることから、リニューアルを実施します。

委託先の選定については、令和3年6月29日施行の一般競争入札によるものです。委託の内容については、新規展示品の製作、8階から10階のフロアサイン、エリアサインの改修、グラフィックパネルの入替え、映像コンテンツのリニューアルなどを行います。

委託期間は令和3年10月1日から令和4年9月30日までで、実際の施工期間中は、施工エリアを小さく区切り、時期をずらしながら施工を行う、いわゆる居ながら施工を行い、休館をすることなく進めて参りたいと考えております。

委託先は、株式会社乃村工藝社、委託金額は3億4,100万円となります。

以上で説明を終わります。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かありますか。

ご質問がないようですので、それでは議決に移ります。

議案第45号「製造委託契約について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

#### 議案第46号 訴えの提起について

磯野教育長 議案第46号「訴えの提起について」、教育職員課長、説明を

お願いします。

吉田教育職員課長 議案第46号「訴えの提起について」ご説明申し上げます。

議案資料(2)の9ページを基にご説明申し上げます。

議案の趣旨ですが、本市小学校で発生した元教諭による児童への強制性交等事件について、令和3年3月に市に賠償補償を命じる判決が言い渡されたので、同年4月30日に賠償金等を支払っております。

本市は、元教諭に対し賠償金等全額の支払いを求めておりますが、元教諭がこれに応じず、支払いがないことから、訴えを提起するものです。

次に、訴えの提起の内容です。

事件名は「求償金請求事件」、当事者としましては、原告が千葉市、被告が市立小学校元教諭です。

「4 請求の趣旨」につきましては、3,179万7,213円及び遅延損害金の支払い、訴訟費用の被告負担、仮執行宣言を判決として求めるものです。

次に、「5 事件の概要」ですが、平成25年1月から平成30年7月までの間において、市立小学校で発生した元教諭による児童への強制性交等事件について、被害児童7人のうち5人から、精神的な苦痛を被ったとして、学校の設置管理者である本市に対して損害賠償を求める訴訟が提起され、本市に賠償を命ずる判決が確定したため、判決に基づき、令和3年4月に賠償金等の支払いをしました。

本市は、元教諭に対し、支払った賠償金等の金額に相当する額の求償金の支払いを求めておりますが、元教諭がこれに応じておりませんので、訴えを提起し、求償を続けていきたいと考えております。

説明は以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かありますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

これはもう当然このような請求をすべきものだと思います。

ぜひよろしくお願いします。

小西委員 この賠償金の額には、裁判所が認めた弁護士費用なども入っているという理解でよろしいのでしょうか。

吉田教育職員課長 はい。

和田委員 1つ教えていただきたいのですが、勉強不足ですみません。

参考資料の方にあります請求の趣旨の中のウに仮執行宣言とあるのですが、これはどういう内容のものでしょうか。教えてくださいいただけますか。

吉田教育職員課長 強制執行は、判決が確定して初めて可能となる、そういう約束ですが、被告が控訴、上告した場合には、判決確定まで長期間にわたり強制執行が出来ないことになり、その間に被告の財産が散逸する等により強制執行が意味のないものになるおそれがあります。民事訴訟法の制度では、民事訴訟法第259条の規定により、仮執行宣言の制度が設けられており、仮執行の宣言を付した判決であれば強制執行を可能とするということになっておりますので、本件においては、この仮執行宣言をさせていただいて、求償をしっかりと行っていきたいと考えております。

和田委員 ありがとうございます。よく分かりました。

磯野教育長 ほかにご質問もないようですので、それでは議決に移ります。議案第46号「訴えの提起について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

## 9 その他

第9回定例会は、事務局において日程を調整の上、開催日を決定することとした。

## 10 閉会

磯野教育長より閉会を宣言